

原危管発 第10号
平成27年7月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成27年3月27日付け関原発第286号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、社内組織改正等に伴い、添付資料の通り補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することと致します。

以上

添付資料

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行（平成27年3月27日修正）	読み替え後（平成27年6月25日以降適用）	説明
<p style="text-align: center;">第7節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1. 発電所における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-20に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後にはあらかじめ定めるところにより評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画または原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練</p> <p>原子力防災管理者は、国または地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、本店と平常時から協調し、原子力防災専門官および国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画および原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導および助言があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>(5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁または国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、本店および関係支店と平常時から協調し、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県および関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1. 発電所における訓練</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-20に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後にはあらかじめ定めるところにより評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画または原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定する訓練計画等について、あらかじめ原子力防災専門官の指導・助言を受ける。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告（地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除く）するとともに、その要旨を公表する。</p> <p>2. 国または地方公共団体が主催する訓練</p> <p>原子力防災管理者は、国または地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。</p> <p style="text-align: center;">第8節 関係機関との連携</p> <p>1. 国との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、本店と平常時から協調し、原子力防災専門官および国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会または国土交通大臣から原災法第32条に基づく発電所の立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画および原子力防災組織の設置その他原子力災害事前対策に関する指導および助言があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>(5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁または国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。</p> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、本店および関係支社と平常時から協調し、所在都道府県、所在市町村、関係周辺都道府県および関係周辺市町村との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。</p>	<p>社内組織改正に伴う組織呼称の変更</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行 (平成27年3月27日修正)							読み替え後 (平成27年6月25日以降適用)							説明
別図2-2-2 本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織							別図2-2-2 本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織							
本店本部長	班および係	主な任務	警戒体制 *2	人数	原子力 防災体制	人数	本店本部長	班および係	主な任務	警戒体制 *2	人数	原子力 防災体制	人数	社内組織改正に伴う本店本部体制の変更 (本表において以下同じ)
	班							班						
原子力設備班	情報係*1	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握、他原子力事業者への応援要請	○	28	○	29	原子力設備班	情報係*1	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握、他原子力事業者への応援要請	○	28	○	29	
	安全支援係*1	事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、汚染拡大防止措置に関する支援、放射線影響範囲の推定等に関する支援、原子力緊急事態支援組織との連携	○		○									
	技術支援係*1	事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援、復旧対策に関する支援、プラント設計工事情報の確認、プラントメーカーとの連携	○		○									
	特命支援係*1	原子力設備班長が指示する事項			○									
	情報連絡係	他の班との情報連絡	○		○									
設備班	火力係	火力発電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、官公庁に対する報告、火力発電所による供給体制の確立	○	16	○	26	設備班	火力係	火力発電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、官公庁に対する報告、火力発電所による供給体制の確立	○	16	○	26	
	工務係	水力発電・送電・変電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○									
	系統運用係	制御設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、給電指令所関係電力緊急融通体制の確立	○		○									
	ネットワーク技術係	配電設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立			○									
	ガス係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法適用設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、関係官公庁に対する報告、 ガス事業のお客さまへの対応			○									
	通信係	情報処理設備・通信設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、通信ルートの確保、本部テレビ会議システムの設置、通信系統およびその機能確保、携帯電話の確保・輸送	○		○									
	環境係	柱上変圧器資源リサイクルセンター設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立			○									
	土木係*1	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち土木設備、工事中の送電、変電、業務設備のうちの土木設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○									
	建築係*1	水力発電、火力発電、原子力発電設備のうち建築物工事中の送電、変電、業務設備のうちの建築物の被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○									
	研究開発係	研究開発設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立			○									
総務班	総括係*1	本部の設営・運営、行政・社外防災機関との連携、 社屋防護 、本部要員の招集、通話制限、補償に関する事項、社内外との連絡、地元住民に関する事項、他の班および係に属さない事項	○	11	○	33	総務班	総括係*1	本部の設営・運営、行政【 危機管理箇所 】、社外防災機関との連携【 要員派遣を含む 】、本部要員の招集、通話制限、補償に関する事項、社内外との連絡、地元住民に関する事項、 燃料・ヘリコプター・要員等の全社融通調整 、他の班および係に属さない事項	○	11	○	33	
	生活物資係	食料、飲料水、衣類、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、 通行許可に関する警察との調整			○									
	社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難勧告地に関する情報収集			○									
	気象情報係	気象情報の把握			○									
	地域係	地域に対する支援・ 宣紙 活動			○									
	秘書係	役員・役員家族等の安否確認、役員の宿泊場所の確保、役員出勤時の交通手段の確保			○									
	労務係*1	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、勤務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握	○		○									
	保健係*1	従業員の健康管理、医療・防疫対策に関する事項、放射線緊急医療対策に関する支援			○									
	用地係	業務設備等の被害状況の把握、業務設備等の移転および仮設の対応			○									
	経理係	資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査			○									
	資材係*1	資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係	○		○									
	燃料係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両全般の燃料確保に関する資材係支援			○									
	グループ経営係	関係会社に関する被害状況の把握、関係会社との連携に関する事項			○									
広報班	広報係*1	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報	○	9	○	11	広報班	広報係*1	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報	○	9	○	11	
	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、集金・検針業務遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応、 公衆感電事故や電気火災防止のための安全措置等の広報、集金員・検針員の被災状況の把握	○		○									
	立地係	立地地点の自治体等関係箇所への広報			○									
予備班	本部長の指示により応援		-	-	○	-	予備班	本部長の指示により応援		-	-	○	-	
即応センター対応チーム	センターの設営・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応	-	-	○	10	即応センター対応チーム	センターの設営・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応	-	-	○	10			
現地支援チーム	拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	-	-	○	15	現地支援チーム	拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	-	-	○	15			
住民対応チーム	自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	-	-	○	10	住民対応チーム	自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	-	-	○	10			
損害賠償担当チーム	相談窓口の設置、補償対応計画の作成	-	-	○	12	損害賠償担当チーム	相談窓口の設置、補償対応計画の作成	-	-	○	12			

*1: 原子力事業者本部緊急時対策室(若狭)においても活動する係を示す。
*2: 警戒体制発令時において標準的に設置する係を示す。

*1: 原子力事業者本部緊急時対策室(若狭)においても活動する係を示す。
*2: 警戒体制発令時において標準的に設置する係を示す。

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

<p>現行（平成27年3月27日修正）</p>	<p>読み替え後（平成27年6月25日以降適用）</p>	<p>説明</p>
<p>別図2-2-4 発電所対策本部要員の非常招集連絡経路</p> <p>原子力安全統括</p> <p>副所長</p> <p>運営統括長</p> <p>発電所課長</p> <p>品質保証室長 → 品質保証室員</p> <p>安全・防災室長 → 安全・防災室員</p> <p>所長室長 → 所長室員</p> <p>技術課長 → 技術課員</p> <p>原子燃料課長 → 原子燃料課員</p> <p>放射線管理課長 → 放射線管理課員</p> <p>第一発電室長 → 第一発電室員</p> <p>第二発電室長 → 第二発電室員</p> <p>保全計画課長 → 保全計画課員</p> <p>電気必修課長 → 電気必修課員</p> <p>計装必修課長 → 計装必修課員</p> <p>原子炉必修課長 → 原子炉必修課員</p> <p>タービン必修課長 → タービン必修課員</p> <p>土木建築課長 → 土木建築課員</p> <p>電気工事グループ課長 → 電気工事グループ員</p> <p>機械工事グループ課長 → 機械工事グループ員</p>	<p>別図2-2-4 発電所対策本部要員の非常招集連絡経路</p> <p>原子力安全統括</p> <p>副所長</p> <p>運営統括長</p> <p>発電所課長</p> <p>品質保証室長 → 品質保証室員</p> <p>安全・防災室長 → 安全・防災室員</p> <p>所長室長 → 所長室員</p> <p>技術課長 → 技術課員</p> <p>原子燃料課長 → 原子燃料課員</p> <p>放射線管理課長 → 放射線管理課員</p> <p>第一発電室長 → 第一発電室員</p> <p>第二発電室長 → 第二発電室員</p> <p>保全計画課長 → 保全計画課員</p> <p>電気必修課長 → 電気必修課員</p> <p>計装必修課長 → 計装必修課員</p> <p>原子炉必修課長 → 原子炉必修課員</p> <p>タービン必修課長 → タービン必修課員</p> <p>土木建築課長 → 土木建築課員</p> <p>電気工事グループ課長 → 電気工事グループ員</p> <p>機械工事グループ課長 → 機械工事グループ員</p> <p>土木建築工事グループ課長 → 土木建築工事グループ員</p>	<p>社内組織改正に伴う組織の変更</p>

